

松江家庭裁判所委員会（第24回）議事録概要

1 日時

平成25年2月12日（火）午後1時30分～午後4時00分

2 場所

松江家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員長）山崎和信

（委員）飯塚研二，伊瀬孝子，岡田 常，河村 浩，桐山香代子，坂田節生，
竹谷 強，細木裕二，山根貴史，若槻宏二（五十音順敬称略）

（説明者）岩武首席家裁調査官，大内首席書記官，小松次席家裁調査官

（事務担当者）山頭事務局長

（庶務）田部総務課長，伊藤総務課課長補佐

4 議事

(1) 委員長選任

委員の互選により，山崎委員が委員長に選出された。

(2) 庁舎新営について，山頭事務局長から説明が行われた。

(3) テーマ「面会交流運営及び家裁の広報について」

ア 裁判所側説明者による説明

「子の利益の考慮と子の意思の把握及び考慮について」岩武首席家裁調査官

「面会交流に関する審判等の事件数について」小松次席家裁調査官

イ 質疑応答，意見交換

（委員長）

子の意思の把握については，子の年齢も幅広く，なかなか難しいと思われるが，まず，「子の意思の把握」と言うと，どのようなことを思い浮かべられるか伺いたい。

（委員A）

子の意思，気持ちを聞くということは，子供の人権を守るという意味から非常に大切ではないかと思う。年齢が低ければ言葉で表せないし，また，年齢が高ければ，言葉で表せても本当の心の内が話せないということもあると思われる。実務の中で，苦労された事例があれば教えていただきたい。

また，平成24年度の面会交流調停事件は58件あったとのことだが，離婚後に申し立てられたものか，離婚してその後，子供に会えなくなったから申し立てられたものなのか，内訳を教えていただきたい。

（説明者）

現場での事例を話す前に，面会交流を行って子供がどういうふうに思ったかというアンケート結果を紹介する。「自分を愛してくれるのを肌で感じられた。」，「友人と父の話をして，普通に話せるようになった。」等の肯定的に捉えたものが約75%，「やらないほうがよかった。」等の否定的なものが15%，よくわからないと言われているものが10%あった。

次に，現場での事例であるが，中部地方で勤務していたとき，親権者である父親が

面会交流を許していなかった事案で、父親が亡くなったということを受けて、母親が面会交流を申し立てられた事件があった。この事件では、子供の現監護者が父親のおじであり、同人は、とにかく、父親が死んで、もう、この子の親は世の中にいなくなったのだから、絶対、会わせないと意見であった。そういう状況下で子供の意思を把握しなさいとの調査命令が出て、当時、小学3年生であった女の子に話を聞いたところ、母親の記憶がかすかにしかなく、是非一度、会ってみたいけど、それを言うとおじさんに叱られるのでどうしようか、という質問を受けた。それを踏まえて、調停委員の方々と、どういう方法で、説得していくか話し合い、最終的には、自分の母親の顔を見てみたいという意思を実現させようという方向に動いた。

実務の現場では、非常に不安定な状態に置かれている子供が多く、一度は会わせても、次がうまくいかないこともあり、どうすればよいのかいつも問題になる。過去のしがらみをいまだに抱いている父親や母親を説得するにはどうすればよいのか、委員の方々のご意見を伺いたい。

なお、面会交流調停事件の内訳については、統計を取っていない。

また、調査官は、子供の意思をどのように把握するかお話したい。

子供にとっては、どっちと暮らすのかは、深刻で重たい問題であり、調査官も神経を使って話を聞くことになる。裁判所としては、子供にとってマイナスになるような事情がない限り、面会交流を認めるのが基本的なスタンスであることから、そのようなマイナスの事情がないかどうかを確認することが一番大事なことになる。当然、子供の年齢や能力によって、聞き方、話し方、内容も異なる。普段の生活の中でのエピソードを聞いて確かめたり、小道具を使いながら聞いていくこともある。

(委員B)

第三者の意見がどの程度取り入れられるのか、例えば、小学生であれば学校、園児であれば保育所、あるいは地域の児童委員など、地域にはある程度、家庭の情報を知っている者がいると思うが、その人達の見方、考え方を参考にすることがあるのか伺いたい。それと、子供の意思が判定されたとしても、それは、その時点の子供の意思でしかなく、月日が経つに従って変化していくことは当然予想されるが、そのような場合にどのように対応していくのか伺いたい。

(説明者)

特に小さい子供の場合、言語的な状況よりも監護状況や態勢を聞くので、当然、学校や保育園に行って、先生から出席状況、学校での様子、離婚前の学校での様子、騒動の最中での様子、離婚後、引き取られた後の様子などを聴取して、子供に接する際の参考にしている。ただ、最終的にどこまでそれを活かしていくかということになると、参考にしながら調停を進めるというのが実情であると思う。また、児童委員等まで広げると、プライバシーの問題もあり、裁判官等と評議しながら調査の範囲をどこまでするのかということは、常に検討している。

次に、子供の意思の変化については、委員のご指摘のとおりであり、最終的には、離婚しても健全な親子の交流の中で子供が育っていくことが好ましい。個々のケ

一スによって異なるが、その時点で障害があるような場合には、無理矢理会わせることによって子供の気持ちを傷つけることもあるので、少し間を置いたりする。ただ、長期的な視点では、子供の発達のために面会交流等を実現できるようにするため、どう布石を打っていくかという観点で行っている。

(委員長)

面会交流をやってみて、何か不都合なことがあったりした場合、裁判所に言ってくるということもあり得るのか。

(説明者)

面会交流の後、その次回の調停で感想を聞くが、監護者側からいろいろな不満が出てくる。それは当然に改めていただかなければならないが、不満が出てくる場合には、最高裁が作成したDVDをもう一度見ていただくなどして、あくまでも、子供の成長や発達を二人して支えていくという観点をいかに持ってもらうかということに苦労している。

(委員長)

調停の段階では試行的にやってみるという配慮がされるが、審判において決めたことに、その後、不都合なことが生じた場合にはどうなるのか。

(説明者)

審判で一旦親権者あるいは監護者が決まり、面会交流が続いていたが、相手の親の育て方に問題があると、面会している側が親権者を自分に変えて欲しい、自分が引き取りたいという申立てをするケースはある。

(委員C)

親から子への説明について、面会交流や離婚の調停において、例えば、母親が子供を連れて別居し、学校は変わらなくてもよいが、父親がいなくなった場合、母親が子供に、これからお父さんとは一緒に暮らせないんだよと言っているときには、それ以上子供に説明の必要はないのか。調停委員から、詳しい説明をするよう母親に投げかけられることはあるのか。

(説明者)

私とその調停に関与したとすれば、評議の中で、母親へのアプローチのしかたを話し合うと思う。父親がいけないというのは言い過ぎであり、母親に軟化していただくために、調停委員会で、どういうふうな話をするかを考えて、母親がある程度軟化してきたら、子供にもアプローチして、面会交流の試行に結びつけたらよいのではないかと思う。

(委員C)

面会交流は、父親が申し立てることが多いが、最初のうちは、父親はすごく情熱的で、やっと会えるようになったと思っても、2、3回会うと、理由は分からないが、父親の方からフェードアウトしてしまう事例や、母親がとにかく父親には会わせたくない、理由はないが感情的なこともあり、いろいろ説明しても無理な事例があった。弁護士として裁判所と協働していけるか悩んだことがある。

(説明者)

裁判所と弁護士が一体となって、当事者にどうアプローチしていくかということ

が重要になると思う。最初の例では、単に自分の感情に任せて面会交流を捉えていた危険性があり、今一度、面会交流の説明をして、一時的な感情ではなく、子供のために持続的に、また、子供が必要とする限り、対応し続けるべきであるとの話をしたことがある。それが母親であっても同じであるが、そういった情報も交えながら、こういった形で当事者にアプローチしていけばよいのか、裁判官も交えてケース討議ができればと思う。

(委員D)

小さい子供の場合、面会日が近づくと、父親に会いたいけれど、一緒に暮らしている母親の機嫌が悪くなり、同人のことを思って、会いたくないという嘘をついてしまうようなこともあると思うが、そのような場合、誰がどうやって救ってやればよいのか。また、離婚した当事者同士が、双方を非難してはならない、子供に相手を非難する話をしてはならないということはもっともだと思うが、子供がお父さんとお母さんはどうして別れたのと聞いたとき、淡々と相手を非難することなく、上手に説明できるのか疑問である。

(説明者)

前段の場合、母親には子供と父親が会うことが負担になっていると思われることから、面会交流を行うのは、母親の話を聞き、母親の気持ちを和らげてから行うことになると思う。子供の意思も大事ではあるが、子供が意思を出せる状況を、我々が親に働きかけて作っていくことが大事である。

後段の場合、F P I C (エフピック) という財団が行った調査では、「どうして離婚したのか。」、「どうして説明してくれなかったのか。」というような思いを抱く子供が圧倒的に多いという結果が出ている。その中で、父親、母親なりの説明をしてくれれば、年齢が上がるとともに、理解ができるというのが多かった。小さい年齢の時に、子供の気持ちを斟酌して説明してくれればよいが、その段階では難しい。子供に説明した内容を調停委員会で伺い、調停委員に説明の仕方を話すことはある。

(委員長)

面会交流は、そもそも誰のためにあるのか、何のために認められているのかということ、もう一度整理して考えていく必要があると思うが、その点はどうか。

(説明者)

基本的に、今、新法の改正と同時に、調停の際に当事者に対して、調停がどういうものか、調停で何を話し合うのかという説明が大事であると言われている。その中で、面会交流についても説明し、子供の成長のために、いかに協力し合うかを調停の中で取り上げていくこと、子の福祉こそが、あるいは、発達こそが大切であることの説明を調停の一番最初に説明し、疑問があればそれを説明し、そこから調停を開始するという形で、できる限り面会交流についての疑問が出ないように配慮しているのが実情である。

(委員長)

基本的には子の利益が中心にあり、子供の成長や、発達のために、離婚して一緒に生活しなくなったもう片方の親とも会うのが望ましい。そういう理解が前提に

ある。そうだとすれば、そういう理念というか、目的に合致していない親も現実にはいるということになるが、そのような親が申し立てた場合はどうすることになるのか。

(委員C)

面会交流については、相手方代理人となることが多く、父親が申立人で母親が子供を抱えているということが多い。その場合、この人は本当に会いたいのだろうかと思うような事例があった。調停委員も、父親の気持ちを尊重した形で面会交流は成立したが、父親が子供に二、三回会ってフェードアウトしてしまい、あんなにこだわっていたのにどうしたのだろうかという事例があった。

(委員長)

そのような事例では、もう一度面会交流を求められた場合、拒否する例は少なくないと思うが、前のことがあってそれが尾を引いている場合以外に、拒否する正当な理由がある場合もあると思うが、その辺りはどうか。

(説明者)

F P I Cという財団が出している本に、「父親として成長するまでの長い旅路、みんな悩んで父になる。」という文章がある。実際、子供にとって、良い父親になる、良い母親になるというのは、そのための作業なり鍛錬の時期が必要だと思う。そのような状況の中で、弁護士やF P I Cといった裁判所外の協力的対場の者が、いかに子供にとって、良い父親なり、母親なりになっていくことに援助をしていくかということとは、すごく大事である。場合によっては、学校の先生が保護者面談の中で、良いアドバイスをされたりすることもあるのではないかと考えている。

(委員E)

離婚が成立し、面会交流も円満に成立した場合、子供の年齢にもよるが、日々、気持ちが変わったり、家庭の中のいろいろな事情により変わったりすると思うが、フォローは何年間するのか、また、どういう頻度で、どのくらいのところまで子供への配慮を考えるのか。

(説明者)

家庭裁判所の関与は、事件が終了するとそこで途切れてしまう。したがって、途切れるまでは、近未来的なことも踏まえて当事者や子供に対する働きかけを行うが、いざ、合意が成立すると、その瞬間から、手は出さないことになる。そこは裁判所の限界でもあると思う。

(委員長)

面会交流をやってみて、その後、いろいろな事情が出てきたということになれば、その時点で改めて申立てをしてもらうことはあり得る。合意が成立すれば、そこで裁判所の関与は終わるが、そこで決められた内容を実際に行ってみて、何か不都合なことがあれば、その時、どちらかの当事者が家庭裁判所に申立てを行えば、新たに関与することはできる。

(委員B)

離婚とかで、子供が一方の親と暮らしているという例は増えてきている。そういった中で、学校とか公民館で接するのは養育している側の親であるが、子供を相

手側に会わせてほしくないといった例がたくさんある。その時に、子供の利益になるのはどちらなのか、どのような判断をすればよいのかといった社会的な価値観の養成が、今、求められていると思う。全部、裁判所で解決できるというものでもなく、そこに至るまでの小さな問題もたくさんあるし、裁判が終わった後の問題にしてもたくさんある。そういったものを、社会の中でどのようにフォローしていけるのか、知恵のある社会を造っていかないと、全部裁判所が抱え込んでやっていくということはありません。

例えば、学校なら学校の教員が、保育所の保育士が、どれくらいそのことについて理解しているかということを含めて、今の状況や、子供にとっての利益を最優先するという考え方をどのように周知していくのかということは、裁判所だけの問題ではなく、行政を含めて、今、非常に重要だと思う。それが定着して、社会的な支援がいろいろな形でできるようになったとき、この問題は安定するのではないか。今は、そういった努力をしなければいけない時期ではないかと思う。

(説明者)

京都府では、仏教会がそういった社会運動に協力したいということで、面会交流の場所としてお寺を提供するという形で動いている。島根県においても、いろいろな方々が、子供の健全育成のために動いていただければありがたい。

(4) テーマ「家裁の広報について」

ア 裁判所側説明者による説明

「松江家裁のホームページについて」、「最高裁が作成しているパンフレットの配布先について」田部総務課長

イ 質疑応答、意見交換

(委員C)

調停制度90周年記念行事として、模擬調停離婚の催しがあったが、その案内については、ホームページ以外で案内されたのか。また、参加者は集まったのか。

(説明者)

ホームページで案内させていただいた。ただ、当初、参加者が少なかったこともあり、口コミで声掛けをさせていただいたことはある。

(委員長)

集まりが芳しくなかったことから、マスコミ関係にお願いし、参加していただいた方も何人かいる。裁判所の行事を多くの方に知っていただくための、ご意見、ご提言を伺いたい。

(委員F)

模擬裁判とか、夏休みの子供企画等の催しについて、ホームページや口コミ以外の、例えばマスコミへ依頼するなど、紙での広報活動はやっているか。

(説明者)

模擬裁判については、新聞社に取材していただき、掲載もさせていただいた。夏休みの子供企画についても、マスコミで報道していただいたことはある。

(委員F)

積極的にマスコミに対する働きかけをしていただければ、マスコミとしてはでき

るだけ協力させていただきたい。

(委員G)

ホームページが、地裁と家裁と一緒にいることに違和感がある。地裁では、刑事裁判の傍聴とか、そういう問題で広報するのはよいと思うが、家裁は、ちょっと違う視点になるかと思っており、そこは別途、考えた方が国民の人には分かりやすいと思う。

(委員H)

裁判所のホームページは、そもそもどういう人に見てもらうために作っているのか、非常に分かりにくい。当然のことながら、家裁広報の重要なツールであり、家裁をより身近なものとして感じてもらうためのものという意味合いはあろうかと思う。

それから、本当に困ったときに、どうすればよいのかということで、取りあえず家裁のホームページを開いて、そこから転々と専門機関へ繋げるような、あるいは、専門的知識が得られるようなホームページもあろうかと思う。その辺が混在していて、非常に分かりにくいというのが第一印象であった。そういう意味合いも含めて、家裁独自のホームページを作ることも一つの方法かと思う。

(委員B)

裁判所側から発信したいということは分かるが、相手方が何を知りたいかということを考えて作ればよいと思う。例えば、事例を挙げて、そこから入っていくとか、「面会交流のしおり」などは大変よくできているので、このようなパンフレットは大々的にアピールして、皆さんに見ていただくようにすればよい。欲しい人もいると思うので、どこに置いてあるのかも載せる必要があると思う。

(委員長)

有効な広報という観点から、最高裁が作成しているパンフレットの配布先について、ご意見があれば伺いたい。

(委員B)

離婚届けに行った窓口（戸籍係）に置いて、渡してもらうようお願いするとか、民生児童委員、児童委員又は保健師など、家庭を回っている人に預けて、渡してもらうという方法もあるのではないか。

(委員A)

学校でも、離婚により、母親と一緒に住んでいる子供たちもたくさんいる。そのような中で、このパンフレットのようにやっている家庭もあるなと感じている。多くの方が手にできるような方法で、配布したらどうか。

また、学校では、裁判所について学ぶ「調べ学習」というものがあり、子供たちは、松江の裁判所のホームページにアクセスしていると思う。その時に、子供たちが学びやすいような工夫をしていただければ有り難い。それが広報にも繋がっていくと考える。

(委員長)

学校での教育の時間として、そのような時間が設けられているのか。それは法教育の一環としてか。

(委員A)

社会科の授業の中で学習する。教科書に載っている内容も含め、更に発展して自分で調べてみたいときにアクセスして勉強していると思う。

例えば、ホームページに、「中学生のみなさんへ」といった部分があり、そこをクリックすると平易な言葉で裁判所のことが載っていればいいと思う。

(委員長)

家庭内に問題がある場合、まず、一般の方々はどういうところに相談されるのか。配布されるパンフレットには数に限りがあるため、そういうニーズに合ったところに配布できればと思うが、いかがか。

(委員H)

トラブルを抱えたとき家庭裁判所ではその相談に乗っていただけるのか、それとも、様々な手続を経て調停に至ったときに初めて出てくる機関なのか、その当たりが一般の人には分からないと思うが。

(説明者)

裁判所では、裁判手続に関する一般的な説明、申立書の種類、手数料がいくらか、管轄がどうであるかというような説明に限って行うため、家事相談という範囲ではできない。

(委員H)

例えば、家庭内トラブル等を含めて、トラブル、あるいは悩み事を抱えたとき、民生委員なり、児童委員という制度が地域にあることから、多分、そこに相談されるのが一番多いと思う。

全ての民生委員に家裁のことを周知することは、人数が多いこともあり、かなり難しいと思う。ただ、市町村に民生委員協議会、あるいは、児童委員協議会という事務局があり、県にもあることから、そこに一括して話されれば、PRは末端まで届くと思う。

また、その他にも、市町村窓口なり、様々な相談機関が地域にあるので、地道にピックアップしながらPRすれば、その窓口に来られた方に対応していただけたらと思う。

(委員C)

私が相談を受けた体験からすると、最初に家庭裁判所に行かれる人が多い。それは、家庭裁判所で相談ができると思っている人が多いからだと思う。裁判所では、内容についての相談ができないと分かり、法テラスや弁護士会を教えてもらい、そちらに相談に行くという流れになっていると思う。そうだとすると、家庭裁判所では法律相談はできないことも一緒に周知してもらえば、二度手間にならなくて済むのではないか。

また、行政機関の担当者にも裁判所では法律相談ができないことを伝えれば、窓口に来られた人に正確な説明がしていただけるのではないか。

(5) 次回のテーマについて

次回のテーマは、「少年事件における補導委託制度及び医務室技官の活用について」とする。

(6) 次回期日

6月25日(火)午後1時30分